

沖縄地方ダム管理フォローアップ委員会規約（案）

（名 称）

第1条 本委員会は、沖縄地方ダム管理フォローアップ委員会（以下「委員会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 委員会は、管理段階にあるダムについて、洪水調節実績、環境への影響等の調査及びその調査結果の分析を一層客観的、科学的に行い、沖縄総合事務局長に対して意見を述べ、当該ダムの適切な管理に資するとともに、ダム管理の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

（組 織）

第3条 本委員会の委員は別表－1に掲げるものによって組織する。

（委員会及び委員長）

第4条 委員会の委員は、学識経験を有するもののうちから、沖縄総合事務局長が委嘱する。

2 委員会に委員長を置くこととし、委員長は委員間の互選によってこれを定める。

3 委員長は会務を総括するものとする。

4 委員長に事故があるときは委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（特別委員）

第5条 委員会は、ダム等に関するモニタリング調査、もしくは定期報告書にとりまとめられた調査結果の分析・評価について検討を行うため必要がある場合には、委員会に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、当該ダム等に関し学識経験を有する者のうちから、沖縄総合事務局長が委嘱する。

（モニタリング部会）

第6条 沖縄総合事務局長は、フォローアップ調査の一環として、調査の開始段階において、フォローアップ調査の内容よりも詳細に環境変化などを分析・評価するため、モニタリング調査を実施する。

2 沖縄総合事務局長は、モニタリング調査が実施される期間、委員会に、モニタリング調査計画の作成及びその調査結果の分析・評価について意見を聴くため、当該ダムごとにモニタリング部会を設置する。

3 委員会は、部会の意見をもって、当該ダムに係るフォローアップ調査についての委員会の意見とすることができる。

（議 事）

第7条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

2 委員会は会議終了の都度、その議事内容の概要を公表することとする。

（事務局）

第8条 委員会の事務局は沖縄総合事務局開発建設部河川課に置く。

（その他）

第9条 この会則に定めない事項等が生じた場合は、その都度協議するものとする。

（附 則）

第10条 本規約は令和6年3月27日から施行する。

2 「沖縄地方ダム管理フォローアップ委員会規約」（令和5年2月20日施行）は廃止する。

(別表－１)

	氏 名	現 職
委員長	神谷 大介	琉球大学准教授
委 員	大城 保	沖縄国際大学名誉教授
委 員	金城 栄喜	(社)沖縄県自然保護協会 会長
委 員	立原 一憲	前琉球大学教授
委 員	古里 栄一	水資源環境工学研究所 主宰
委 員	福田 朝生	琉球大学准教授
委 員	金城 孝	(一財)沖縄観光コンベンションビューロー国内事業部長

※委員長以下、順不同